

ICW 法に係る木材関連事業者登録の推進セミナー・個別相談会
2024 合法木材供給事業者研修会（復命書）

1. 目的： 違法伐採問題と「認定事業者の役割」の重要性を認識し、認定事業者における「分別管理」、「文書管理」等の手続きを的確に行うために必要な知識を習得する。令和 7 年 4 月 1 日から改正「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（グリーンウッド法）」が施行されることになり、本制度は同法における証明可能な情報に位置づけられる予定である。このため、制度発足 19 年目となる本年度は、更なる「信頼性」と「透明性」の確保に向け、認定事業者の自覚と責務に基づく供給者側の「責任体制の確立」を目指す。

2. 日程・会場：

開催日	会場
令和 6 年 10 月 7 日（月）14:00~16:00	【中部】 県静岡総合庁舎 本館 7 階 第 8 会議室 （静岡市駿河区有明町 2-20）
10 月 9 日（水）14:00~16:00	【東部】 プラサ・ヴェルデ 4 階 401 会議室 （沼津市大手町 1-1-4）
10 月 17 日（木）14:00~16:00	【西部】 浜松市総合産業展示館 北館 3 階 7・8 会議室 （浜松市東区流通元町 20-2）

3. 参加者： 合計 112 名（中部 37 名、東部 39 名、西部 36 名）

4. 内容： 司会／（東部・西部）静岡県森林組合連合会 指導・購買課 藤浦実玲 購買担当
（中部）静岡県木材協同組合連合会 望月順美／

●主催者挨拶：静岡県木材協同組合連合会 藪崎公一郎 専務理事

日頃の合法木材制度、県産材証明制度運用の協力に対する御礼を述べた。
本研修は、2023~2025 年の 3 年間に 1 回以上の受講が必須となっており、現在県木連の認定事業者数は 240 者余である。

令和 7 年 4 月から改正グリーンウッド法が施行されることにより、義務化される内容もあるため、本研修会でご理解を深めていただき、本研修会に欠席された認定事業者各位においても、本会 HP に掲載する資料等を参考にさせていただく予定である。

木材に関連する法律・制度等については、時代の流れ等によって改正されてくるため、本会にて情報を収集して皆様へお伝えしていきたい。

合法木材制度は、各自が正しい認識を持って合法木材の証明書を繋いでいくことが必須であるため、今後とも適格な運用をお願いしたい。

●講座 1： 「静岡県産材証明制度について」

・説明／静岡県 経済産業部 森林・林業局 林業振興課
（中部）寺田真巳 班長、（東部、西部）斎藤亜優 技師

県産材証明制度の定義について説明した後、販売管理票のながれと、令和 5 年 4 月 1 日以降に発行した販売管理票の保管期間が 5 年間となったことが説明された。また、販売管理票の記載について散見される間違いが紹介され、適切な運用が呼びかけられた。

次に、県外で加工・製造した加工品の例を挙げ、県外加工後の製品は黄色の管理票で連鎖していくこと及び、県外に委託加工等を行う場合は、事前に静岡県木連会長の認定を受ける必要があることが説明された。

最後に、県による「定期検査」について、前年度に竣工した公共工事の中から対象を抽出すると説明され、適正運用が要請された。

●講座 2 : 「合法木材供給事業者認定制度：信頼性と透明性の確保に向けて」
・説明／静岡県木材協同組合連合会 (中部) 新木信吾 業務課長
(東部・西部) 望月順美 業務主事

初めに、合法木材として入荷したものは、合法木材として出荷していただくようお願いした。合法証明の仕組みは、認定事業者が証明書を発行し、納入の都度に受け渡す「証明の連鎖」であることを伝えた。次に、合法証明の「証明書の発行形式」と「証明書の記載必須事項」について説明した。

続いて、現場調査では、「分別管理」「書類管理」について調査を行っており、本年訪問した10社の概要を報告した。「分別管理」については、「木材置き場の表示看板」の設置等をして、合法木材とそれ以外のものが、混在しないための工夫等をするよう説明した。「書類審査」の結果を概説し、合法証明書の必須事項に漏れがないよう運用していただきたい旨を説明した。

また、合法証明がついた製品を求めていた発注者に対し、合法証明の連鎖が途中で途切れてしまい、発注者が求めた仕様ではない製品となり、トラブルとなったケースがあるため、合法証明がついている木材を仕入れた時は、合法証明を発行し、証明を連鎖していくことの重要性を説明した。

最後に、「分別管理」と「書類の管理」を的確に運用することで、信頼性と透明性を確保するよう伝えた。

●講座 3 : 「クリーンウッド法の改正について」
・説明／静岡県木材協同組合連合会 藪崎公一郎 専務理事

改正 CW 法について、令和7年4月1日に施行されることが伝えられた。

次に、「素材生産販売事業者」、「第1種木材関連事業者」、「第2種木材関連事業者」について、どのような事業者が該当するかを説明し、今回の改正によって「原材料情報の収集」、「合法性の確認」、「記録の作成・保存」、「情報の伝達」に関し、第1種が義務化され、第2種が努力義務化されたことを説明した。

特に、第1種が伝達することが義務付けられている「合法性確認木材等であるか否かの情報」について、合法性が確認できない場合も、その旨を明記して伝達することが必須であること及び、原材料情報が収集できなかった場合も、収集行為を行ったことが分かるようにしておくことが重要であると説明した。

最後に、第1種について、同じ事業者であっても原木の調達方法により、第2種になる場合が説明し、義務違反とならないように、第1種の対応で次の事業者へ繋ぐことが推奨された。

●質疑・個別相談 :

- Q 質問** : ① CW 法の対応について、弊社は素材生産業者であり、現状では販売管理票にスタンプにて合法木材証明をしているが、今後もその方法を継続していくことで間違いはないか？
② 経営計画の認定書の写しについて、鑑のコピーだけで良いか？
③ 県土木事務所だと伐採届や合法方木材についての理解が十分でない方も多いため、今後スムーズに伐採届の要請依頼ができるよう、農林事務所等から県土木事務所に働きかけていただけないか。

- A 回答** : ① 素材生産業者の方は、第1種木材関連事業者の求めに応じて情報提供する義務があるため、現時点で林野庁より説明を受けた範囲では、現状の貴社の対応で誤りはない。また、情報提供をする際に、販売管理票だけで良いが、伐採届の写しを付けていただければ尚良い。
② 要求された際に提示できるように保管しておいていただきたい。
③ ご要望について、県木連からも県林業振興課内で調整していただけるよう共有しておく。

5.アンケート :	(中部) 回収数	32名	(対象	32名、	回収率	100%)
	(東部) 回収数	34名	(対象	35名、	回収率	97.1%)
	(西部) 回収数	32名	(対象	32名、	回収率	100%)
	(合計)	98名	(対象	99名、	回収率	98.9%)



2024合法木材供給事業者研修会



10/7 中部会場



10/9 東部会場



10/17 西部会場

